

事務連絡
令和2年4月7日

各県立学校教頭 殿

県立学校教育課
高校教育改革班長

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業に伴う、臨時休業中に県外へ渡航歴がある、又は入学等のために来沖する生徒及び保護者の入学式への参加について(依頼)

令和2年4月6日付、教県第67号で通知した件について、特に、県外からの入学生に対しては、通知の「7 保健管理に関すること」の(3)に関連して、来沖する保護者に対しても同様の対応が必要となることが想定されることから、保護者へ事前の連絡をお願いいたします。

通知より

7 保健管理に関すること

(3) 臨時休業中に県外へ渡航歴のある生徒又は県外より入学等のために来沖する生徒は、来沖した日の翌日から5日間は自宅等で待機するものとし、5日後、健康状態に問題がなければ登校させる。なお、来沖後、2週間は健康観察を行うこと。

保護者の入学式への参加についても、感染症拡大防止の観点から、原則として上記通知に準じた対応とすること。

1) 4月14日(火)までに来沖した場合

19日(日)までの間に自宅等で待機する期間を5日間以上確保でき、健康状態に問題がない場合には、20日(月)の入学式に参加可能となる。

2) 4月15日(水)以降に来沖した場合

19日(日)までの間に5日間が確保できないことから、入学式への参加を見合わせていただくこととなる。